

霞が関地区整備・活用計画

平成20年7月18日

国土交通省大臣官房官庁営繕部

< 目 次 >

1	本計画の位置づけ	1
2	霞が関地区の整備・活用の基本方針	1
3	霞が関地区の整備・活用の進め方	2
	（1）基本的な性能の確保とストックの活用等による地区全体としての機能の向上	
	（2）良好な都市景観の形成	
	（3）危機管理に対応した整備・活用	
	（4）環境の持続可能性を考慮した整備・活用	
	（5）ユニバーサルデザインの積極的導入	
4	都市計画の考え方	5
	（1）立地すべき施設用途	
	（2）容積率の考え方	
5	各区域の整備・活用計画	6
	（1）立法府庁舎が主に立地する区域	
	（2）行政府庁舎が主に立地する区域	
	（3）司法府庁舎が主に立地する区域	
6	関係機関及び関係団体との調整	6

1 本計画の位置づけ

霞が関地区における官庁施設は、昭和51年建築審議会答申「市街地環境の整備の促進のための方策に関する答申－中央官衙（霞が関団地）整備計画の基本方針－」及びこれを受けて官庁営繕部において決定された「中央官衙整備計画」に基づき、着実な整備が進められてきた。

爾来、社会経済情勢が急激かつ大きく変化し、従来の整備方針のみでは的確な対応が困難になる一方、平成19年6月には財務省から、霞が関を中央省庁等の庁舎の集約地とすること等を内容とする移転・再配置計画が示され、その際、霞が関については、内閣総理大臣から「全体としての景観が大事であり、品格のあるものとするように」との指示があった。

こうした状況を踏まえ、国土交通大臣は社会資本整備審議会に「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」について諮問し、このたび、その基本的考え方を明らかにした答申を得たところである。

答申において、「霞が関地区の品格については、多義的な概念である品格とは何かを不断に問いかける手続きを通じて、多様な意見を取り入れつつ長い期間をかけて醸成していく」とこととされ、また国土交通省は「関係機関及び関係団体の理解と協力を得て、適切に霞が関地区における官庁施設を整備・活用していくべきである」とされたところである。

これらを踏まえ、国土交通省は「霞が関地区整備・活用計画」を次のとおり策定するものである。

2 霞が関地区の整備・活用の基本方針

明治以来の貴重なストックが集積し、少なくとも当分の間は国政の重要な機能を担っていく霞が関地区を整備・活用するにあたり、基本方針を以下のとおりとする。

(1) 国家機関の機能向上に資する効果的、効率的な整備・活用を図りながら、地区全体として発揮される機能を高める。

国有財産の有効活用、景観形成、危機管理、地球環境問題等の大局的な政策課題に適切に対応する。

(2) 国民主権、三権分立を象徴する重要な役割を果たしていることに留意するとともに、答申において示された品格の概念を踏まえ、霞が関地区を品格を備えた地区とする。

3 霞が関地区の整備・活用の進め方

基本方針を踏まえ、地区の整備・活用を以下のとおり進める。

(1) 基本的な性能の確保とストックの活用等による地区全体としての機能の向上

ア 基本的な性能の確保

「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」等に規定する基本的な性能を確保する。

イ ストックの活用等による地区全体としての機能の向上

集積されているストックを活用するとともに、機能の集約化、庁舎の合同化や土地の有効活用を図ることにより、地区全体として発揮される機能を高める。

(2) 良好な都市景観の形成

ア 地区全体の景観の形成

(ア) 建物高さの考え方

建物頂部の輪郭線は建物相互の関連、皇居、国会議事堂等との関係に配慮し、群として調和のとれたものとする。

国会議事堂隣接街区においては、建物高さを国会議事堂の高さ以下に抑制するとともに、それ以外の街区においては、原則として皇居から緩やかに高くなるようにする。

(イ) 建物の軸線、壁面線の考え方

建物の軸線及び壁面線は建物相互の関連、皇居、国会議事堂への視界等に配慮し、群として調和のとれたものとする。

高層部分の壁面線は、街路を隔てて隣接する建物との関係に配慮し、道路側敷地境界線より一定距離後退させる。

低層部分については、ストックの活用、風景・記憶の継承という観点等から、必ずしも上記によらないことができるものとする。

建物の配置に関しては、空間のつながりを考慮し建物と建物間の外部空間が街区を越えて連続するよう整備する。

(ウ) 隣接する地区も含めた景観の形成

地区全体の景観は隣接する地区も含めて調和のとれたものとなるようにする。

イ 歩行空間、緑の連続性

緑地の整備にあたっては、緑の量的な確保を更に進める。

歩行空間については地下鉄出入口等を含め、歩行者の利便性、快適性、安全性とあわせて庁舎管理上のセキュリティを確保したうえで、地域が連続的、一体的に活用されるような外部空間を整備する。

構内歩道、広場と周辺街路の仕上げや植栽は統一感のあるものとする。また、地下鉄出入口等は、景観に調和したものとする。

庁舎を機能上開放することができない場合は、視覚的に閉鎖的な印象を与えないよう配慮する。

ウ 風景、記憶の継承

霞が関地区を文化の側面から持続可能な地区としていくため、まちの景観を連続感のあるものとするとともに、風景、記憶の継承という観点に立ち、新旧の建物の多様性を活かし時間の重なりが感じられるよう配慮する。

建物の歴史的な価値については、機能的価値のみならず社会的、文化的価値等様々な観点を踏まえ総合的判断を行う。

歴史的に価値のある建造物を保存・活用する際にも、官庁施設としての基本的な性能を確保する。

エ 建築計画の考え方

国会議事堂、総理大臣官邸及び最高裁判所については、その象徴性を際立たせるよう周辺環境の整備を図る。

その他の庁舎については、日本の文化を反映し、質実のなかにも信頼感、安定感の感じられる質の高いものとする。

計画にあたっては、地区全体としての次の世代の利用可能性に配慮した配置計画とする。

(3) 危機管理に対応した整備・活用

ア 危機的事象を想定した施設機能の確保

(ア) 首都直下地震を想定した施設機能の確保

震が関地区における官庁施設は、建替えと耐震改修を組み合わせ、高度の耐震安全性が確保されたものとするほか、各省各庁の業務継続計画の策定及び運用についての技術的支援を積極的に実施し、首都直下地震発生時において迅速かつ的確に業務が継続されるよう施設機能の確保を図る。

(イ) 地震以外の危機的事象を想定した施設機能の確保

地震以外の業務継続に支障を及ぼす可能性のあるテロ等の危機的事象をも想定し、業務継続を考慮した施設機能の確保を図る。

イ 地区全体としての危機管理対応

震が関地区における官庁施設のエネルギー源等は、今後とも効率的利用の観点から一定の集約を図りつつ、危機管理の観点から適度に分散させる。

万が一の事態に備え、震が関地区における建物相互の代替機能の確保を図る。

ウ セキュリティを確保したうえでの開放的空間の提供

各省各庁のセキュリティレベルに応じた危機管理上のセキュリティを確保できる多様な開放的空間を整備する。

(4) 環境の持続可能性を考慮した整備・活用

ア 持続可能な整備・活用のための方策

(ア) 長期的な視点に立った環境保全対策の実施

震が関地区における官庁施設は、先導的な役割を果たす観点から、最新技術を採用したグリーン庁舎の整備とグリーン改修を組み合わせ、高度な環境保全性が確保されたものとするとともに、今後の国際的な取組みも踏まえつつ、長期的な視点に立った二酸化炭素排出削減を図る。

(イ) 適正な運用管理の徹底

官庁施設における環境保全性能のうち、特に地球温暖化対策に係る目標を設定しその効果を検証することにより、適正な運用管理の徹底を図る。

イ 地区全体としての環境保全対策

個々の建物としての環境保全対策に加え、霞が関地区を二酸化炭素排出削減のモデルとなる官庁街として整備するとともに、ヒートアイランド現象の緩和等地区全体としての視点を有する環境保全対策を実施する。

ウ 良質な執務環境の確保と調和した環境保全対策

効率的で質の高い行政サービスの提供に資する良質な執務環境の確保と調和した環境保全対策を実施する。

(5) ユニバーサルデザインの積極的導入

地区全体においてユニバーサルデザインの考えを踏まえ、施設利用者等の利便性及び快適性に配慮した整備・活用を図る。

霞が関地区における官庁施設は、障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な利用者の利便性を確保する観点から、建替えと改修を組み合わせ、高度のバリアフリーが確保されたものとする。

4 都市計画の考え方

地区全体として発揮される機能を高めるとともに、霞が関地区を品格を備えた地区とするため、原則として現行の都市計画「東京都市計画一団地の官公庁施設(霞が関団地一団地の官公庁施設)」に基づき官庁施設を整備・活用することとし、立地すべき施設用途、容積率は以下のとおりとする。

(1) 立地すべき施設用途

立地すべき施設用途は、行政情報の提供や利用者の利便性に配慮しつつ、原則として官公庁施設とする。それ以外で、立法、行政、司法の機能運営上、国家機関と密接に関係すると思われる施設等を設ける際には、霞が関地区の性格を損ねないものとする。

(2) 容積率の考え方

容積率は現行の都市計画を基本とする。行政府庁舎が主に立地する区域のうち、一体としての利活用を考慮すべき区域については、容積の総和が現行の都市計画で定められた容積率による容積の限度の和を超えない範囲で、土地の有効活用を図る。

5 各区域の整備・活用計画

各区域の整備・活用計画は以下のとおりとする。

(1) 立法府庁舎が主に立地する区域

立法府庁舎が主に立地する区域においては、衆議院議員会館及び参議院議員会館の整備を図るとともに、国会議事堂その他の既存施設の活用を図る。

(2) 行政府庁舎が主に立地する区域

行政府庁舎が主に立地する区域においては、土地の高度利用を図りつつ、以下の整備を行うとともに、総理大臣官邸その他の既存施設の活用を図る。

ア 財務省庁舎、中央合同庁舎第4号館は、合同庁舎として整備する。

イ 内閣府庁舎は、本府庁舎の活用を図るとともに付属棟を建替え、合同庁舎として整備する。あわせて街区内の民有地取得を図り、立法府庁舎が立地する区域との敷地境界を明確にし、街区の整備を行う。

整備にあたっては、特に国会議事堂及び総理大臣官邸との関係に配慮する。

(3) 司法府庁舎が主に立地する区域

司法府庁舎が主に立地する区域においては、最高裁判所その他の既存施設の活用を図る。

6 関係機関及び関係団体との調整

霞が関地区における個別、具体の整備・活用にあたっては、関係機関及び関係団体と適宜、連携及び調整を図る。